

中讃地域の県立高校の在り方に関する懇談会 設置要綱

(設 置)

第1条 多くの高校で小規模化が見込まれる中讃地域の県立高校の教育の充実や魅力化について検討を行うにあたり、中讃地域の意見を求めるため、中讃地域の県立高校の在り方に関する懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 教育関係団体等の役員
- (2) 民間団体の役員
- (3) 地域の代表者 等

(任 期)

第3条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(庶 務)

第4条 懇談会の庶務は、香川県教育委員会事務局高校教育課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月4日から施行する。